

入札公告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び野洲市契約規則(平成16年野洲市規則第55号)第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月25日

野洲市長 山仲 善彰

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 ① 令和元年度工第54号
② 令和元年度工第55号
- (2) 工事名 ① 野洲北中学校校舎増築(機械設備)工事
② 野洲北中学校南校舎大規模改修(機械設備)工事
- (3) 工事場所 滋賀県野洲市永原地先
- (4) 工事概要 ① 野洲北中学校校舎増築(機械設備)工事
鉄筋コンクリート造三階建て 延床面積 1,438.64m²
② 野洲北中学校南校舎大規模改修(機械設備)工事
鉄筋コンクリート造三階建て 延床面積 3,030.30m²
- (5) 工期 議会の議決の翌日から令和3年1月29日まで
(ただし、翌日が土日又は休日の場合は、翌開庁日からとする。)
- (6) 契約条件 令和元年度債務負担行為につき、令和2年度に係る支払いは令和2年4月1日以降とする。
なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。
令和元年度 約 40%
令和2年度 約 60%
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 事後公表

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本工事における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の時点において、令和元年度の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿において「管工事」の登録を受けている、滋賀県内に本店若しくは支店を有している者であること。
- (3) 野洲市建設工事入札参加者の格付及び選定基準に基づく令和元年度の格付において、管工事業種のA区分として格付されている者、又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(公告日の前日において有効であるものに限る。)において管工事に係る総合評定値が900点以上の者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく管工事につき特定建設業の許可を受けている者。
- (5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1)から5)の要件に該当する者ないこと。
- 1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

- 3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - 4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- 1) 1級管工事施工管理技士の資格取得後、公告日において10年以上経過していること。
 - 2) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 3) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。
- (7) 公告日から入札執行日までの間において、野洲市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
(ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
(イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が經營に実質的に関与していると認められる者
(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
(カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1(野洲市役所本館2階)
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
E-mail : soumu@city.yasu.lg.jp
- (2) 申請書及び資料の提出期間、提出方法及び提出先
- 1) 提出期間: 令和元年10月25日(金)から令和元年11月13日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 提出方法: 申請書等を直接持参すること。その他の方法は認めない。
 - 3) 提出先: 上記(1)と同じ。
- (3) 見積りに必要な設計図書等の交付期間及び交付場所
- 1) 交付期間: 令和元年10月25日(金)から令和元年11月13日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 交付場所: 上記(1)と同じ。
 - 3) その他: 申請書等を提出後に電子データにより無償で交付する。
なお、交付の際に未使用のCD-RW(ケース付き)を持参すること。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和元年12月6日(金)午前10時45分 中主防災コミュニティセンター(滋賀県野洲市西河原

2400番地) 2階 防災研修室にて行う。

- 4 前金払、中間前金払及び部分払い
行う。詳細は入札説明書のとおり。
- 5 その他
 - (1) 本件入札は、1に記載する工事①と②の合冊入札である。
 - (2) 本件入札は、①と②それぞれの工事費を合計した金額により一括して入札を行うが、契約については個別に行う。したがって、入札書の記載金額は、合冊した工事の合計金額を記載すること。
 - (3) 契約金額の算定方法は、全体の落札金額を①と②それぞれの設計金額で按分した額とする。
 - (4) 工事積算内訳書については、①と②の内訳の分かる工事積算内訳書とそれらを合算した額が確認できるように記載すること。
 - (5) 本工事の設計金額等の諸経費の算出は、諸経費を調整した上で各建設工事等の設計金額を算出しています。
 - (6) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除する。
 - 2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付すること。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
 - (8) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (9) 契約の締結
この工事の契約については、野洲市議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。
 - (10) 配置予定監理技術者の確認
落札決定後、工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の提出期限後における申請書の差替えは認められない。
 - (11) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)と同じ。
 - (12) 詳細は入札説明書による。

以上